

第 24 号議案

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（水道事業の経営の規模）</u></p> <p><u>第3条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）給水区域 市の区域内</u></p> <p><u>（2）給水人口 152万人</u></p> <p><u>（3）1日最大給水量 56万6,000立方メートル</u></p>	<p><u>（水道事業の経営の規模）</u></p> <p><u>第3条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）次号の給水区域を除く市の区域をその給水区域とする水道事業</u></p> <p><u>ア 給水区域 市の区域内（次号の給水区域を除く。）</u></p> <p><u>イ 給水人口 154万人</u></p> <p><u>ウ 1日最大給水量 58万3,000立方メートル</u></p> <p><u>（2）六甲山上をその給水区域とする</u></p>

	<u>水道事業</u> <u>ア 給水区域 神戸市東灘区，灘区，中央区及び北区の六甲山上</u> <u>イ 給水人口 6,000人</u> <u>ウ 1日最大給水量 4,520立方メートル</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
 （六甲山上水道条例の廃止）
- 2 神戸市六甲山上水道条例（昭和47年10月条例第44号）は，廃止する。  
 （六甲山上水道条例の廃止に伴う水道料金に係る経過措置）
- 3 この条例による廃止前の神戸市六甲山上水道条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき施行日前から継続して行っている給水（以下「継続給水」という。）で，施行日以後に神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）第14条第1項の規定による決定又は同条第2項の規定による認定（以下この項において「決定等」という。）をするものに係るその決定等に係る水道料金については，神戸市水道条例の規定により算定される額とする。ただし，施行日前に決定等をするものに係るその決定等に係る水道料金並びに施行日前に神戸市水道条例第9条第1項の規定により給水を受けることをやめる使用者及び同条第2項の規定により給水を廃止される使用者の当該給水に係る水道料金については，なお従前の例による。  
 （六甲山上水道条例の廃止に伴う固定費負担金に係る経過措置）
- 4 継続給水で，施行日以後に神戸市水道条例第31条の9第3項に規定する実際の使用水量の把握（以下この項において単に「把握」という。）をするものに係るその把握に係る固定費負担金については，神戸市水道条例の規定により算定される額とする。ただし，施行日前に把握をするものに係るその把握に係る固定費負担金については，なお従前の例による。

（六甲山上水道条例の廃止に伴う分担金に係る経過措置）

5 旧条例の規定に基づき施行日前に申込みがあった給水工事に係る分担金については、なお従前の例による。

(六甲山上水道条例の廃止に伴う開栓手数料に係る経過措置)

6 旧条例の規定に基づき施行日前に申込みがあった中止栓の開栓に係る開栓手数料については、なお従前の例による。

#### 理 由

神戸市六甲山上水道事業を神戸市水道事業へ事業統合することに伴い、条例を改正する必要があるため。